- (ウ)マスクを着用し、できるだけ髪を束ねること。
- (エ)出来る限りアクセサリー等の除去を行うこと。 (ネックレス、イヤリング、指輪など)
- (オ)マニキュアはしない。
- (カ)体調の悪い時は必ず管理者に報告し、これにより勤務を考慮する。

③ 全職員

- (ア)動きやすい服装、清潔な服装、汚れたら着替えられるように 準備しておくこと。
- (イ)出来る限りのアクセサリー等 (ネックレス、イヤリングなど) の 除去を行う。

3. 手指等の衛生管理

- ① 保育者
 - (ア)爪は短く切る。勤務中はマニキュアをしない。
 - (イ)手に傷があるときは食品に直接手を触れない。
 - (ウ)液体石けんで手洗い後、流水で洗う。
 - (エ)蛇口は洗ってから閉める。
 - (オ)手ふきタオルは個人別を使用する。 または、毎日必ず個人のハンカチを持参する。
- ② 調理担当者・お昼ご飯担当者・お菓子作り担当者
 - (ア)水で手を濡らし、液体石鹸液をつける。
 - (イ)指、腕を洗う。 特に指の間、指先をよく洗う。30 秒程度。
 - (ウ)親指に汚れが残りやすいので、注意してよく洗石けんをよく洗い流す。(20 秒程度)
 - (エ)ペーパータオルでよく拭き、アルコールを適量手にとり、手 全体を濡らし、乾燥させる。

③ 闌児

- (ア)トイレ使用後、食事前、外遊び後、動物を触った後には、必ず液体石 鹸で手洗い指導する。
- (イ)園児のタオルは個別とする。
- (ウ)年に1回手洗いの指導をする。